

住民税非課税世帯などに10万円給付 臨時特別給付金

新型コロナウイルスの影響が長期化する中で、暮らしを支援する経済対策の一環として、住民税非課税の世帯などに現金10万円が支給されます。給付金を受け取るには、手続きが必要です。

1. 対象者

次のどちらかに該当する世帯 ※重複して給付を受けることはできません

- 令和3年12月10日時点で甲佐町に住民票があり、令和3年度の住民税が非課税の世帯
※住民税が課税されている人の扶養親族のみで構成される世帯を除く
- コロナ禍の影響で令和3年以降の収入が減少し、住民税非課税相当となった家計急変世帯

2. 申請方法

住民税非課税の世帯

世帯全員が令和3年1月1日以前から本町に住んでいる世帯

町から給付内容や住所・氏名・給付金振り込み口座番号などが書かれた確認書が届きます。内容を確認して、町に返送してください。

▶返送期限

令和4年5月9日(月)

※期限までに提出が無い場合は給付金を受け取れません

▶確認事項

- ・給付金振り込み口座番号に間違いはないか
- ・住民税が課税されている人の扶養親族のみの世帯でないか

令和3年1月2日以降の転入者がいる世帯

給付金を受け取るには申請が必要です。町から届く申請書に必要事項を記入して添付書類と一緒に返送してください。提出期限は、令和4年5月9日(月)必着です。

家計急変世帯

給付金を受け取るには、申請が必要です。町福祉課または町公式ウェブサイトで配布する申請書に必要事項を記入して提出してください。令和3年の源泉徴収票(確定申告書)のコピーなども必要です。

▶申請期限

令和4年9月30日(金)

住民税非課税相当とは

世帯員全員の年収見込額(令和3年1月以降の任意の1カ月収入×12カ月分)が住民税均等割非課税世帯水準以下であることを指します。詳しくは、令和3年中の給与明細書などを準備して町福祉課へご相談ください。



新型コロナウイルスの影響でない収入減少で給付を申請すると、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

3. お問い合わせ先

■制度に関すること

臨時特別給付金コールセンター

☎0120-526-145

(受付) 午前9時~午後8時

■申請方法に関すること

甲佐町役場 福祉課

☎096-234-1114

(受付) 平日/午前9時~午後5時

給付金を装った詐欺に注意!!

絶対に教えない! 渡さない!

マイナンバー

口座番号

通帳・キャッシュカード

暗証番号

※ 町や国の機関からATMの操作をお願いすることは絶対にありません。

怪しいと感じたら、すぐに **町役場** または **御船警察署(☎096-282-1110)** へお電話を!



◀ 3回目の新型コロナウイルスワクチン接種を小屋迫医院（個別接種）で受ける高齢者

3回目のワクチン接種がスタート

新型コロナウイルス感染症

■進むワクチン接種

2月3日（木）町総合保健福祉センター「鮎緑」で、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種が始まり、91人が集団接種を行いました。

オミクロン株による感染拡大が続く中、午後1時30分の開場と共に、2回目接種から7カ月以上経過した対象者が順次来場。1・2回目の接種と同様、対象者はスタッフの案内に従って検温、酸素飽和度の測定、問診を経て、ファイザー社のワクチン接種を受けました。

町内でのワクチン接種初日となったこの日、会場では多少の混雑が見られたものの大きなトラブルもなく無事終了。町健康推進課の福島明広課長は「町では、モデルナ社製ワクチンの集団接種日も設けるなど接種の前倒しを進めています。本町でもファイザー社製ワクチンに希望者が集中する傾向がありますが、感染拡大を抑えるために1日でも早

く接種していただければ」と呼び掛けました。

モデルナ社製ワクチンを使った個別接種も2月4日（金）から小屋迫医院でスタート。1・2回目にファイザー社製ワクチンを接種したという宮川卓さん（有安区）は「小学生の見守り活動を行っているので、自身だけでなく子どもたちを守るためにも、3回目の接種ができてほっとしています」と笑顔を見せました。

■感染拡大を抑えるために

本町での3回目接種は、2月20日時点で高齢者を中心に2925人が完了しました。町では、2回目のワクチン接種後、6〜8カ月経過した人から順番に接種券一体型予約票などを郵送しています。案内に従って予約してください。

▼お問い合わせ先

甲佐町新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター
0570・666・504